

令和 2 年（2020 年） 5 月 22 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
検討結果について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

#### 記

### 1 本協議会のインターネット中継の実施について

本協議会における協議事項は、多くの市民に関わりがあり、また市民の関心も高いものであるため、インターネット中継を行うものとする。

### 2 SNS を活用した情報発信について

本協議会の協議結果等は、より多くの市民に周知する必要があり、広報機能の強化が求められる。そのため、SNS を活用した本市議会の情報発信の手法について早急に検討すべきものとする。

### 3 委員会等のオンライン会議での開催について

感染症対策としてのオンライン会議の実現に向け、関連規定の改正や実施にかかる技術面（ハード面、コスト面、運用方法等）について検討すべきものとする。

#### 4 令和2年6月定例議会の本会議及び委員会の運営に関する事項について

- (1) 本会議及び委員会等の傍聴自粛要請については、6月定例議会期間中は継続する。
- (2) 本会議における理事者の出席は、市長、副市長及び関係部局長等とする。
- (3) 本会議における議席は、傍聴席も使用し密集を避けた議席の配置とする。ただし、一般質問の発言者がいない場合は、現状どおりとする。
- (4) 委員会の審査方法については、部局別審査とする。
- (5) 本会議及び委員会における質疑等については、本協議会で行った要望・確認事項は遠慮する。

#### 5 緊急時における本協議会の開催継続について

本協議会が感染拡大の影響により、参集しての開催が危ぶまれる時には、導入予定である「LINE WORKS」を用いてオンライン会議を開催するものとする。

令和2年（2020年）5月22日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
検討結果に基づく審査依頼について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、6月定例議会における下記事項の取り扱いについては、議会運営委員会に審査を委ねたいとの結論となりましたので、よろしくお取りはからいくださるようお願いいたします。なお、協議の中であった意見も申し添えます。

## 記

### 1 一般質問の実施について

「遠慮すべき」との多数意見があり、「現状どおり実施すべき」との少数意見があった。また、議会期間中の文書による質問を実施できるよう関連規定を改正すべきとの少数意見もあった。

### 2 本会議の議事日程について

「現状どおりの順序で実施すべき」との多数意見があり、「議案を最優先に審議すべき」との少数意見があった。

### 3 委員会所管事項に対する質問の実施について

「遠慮すべき」との多数意見があり、「現状どおり実施すべき」との少数意見があった。

令和 2 年（2020 年）6 月 2 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
検討結果に基づく審査依頼について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記事項の取り扱いについては、賛否が分かれたため、議会運営委員会に審査を委ねたいとの結論となりましたので、よろしくお取りはからいくださるようお願いいたします。なお、協議の中であった意見も申し添えます。

## 記

### 1 市民へのオンラインアンケートの実施について

#### (1) 提案要旨

本市の実態を把握し的確に政策提言等へ反映させるため、新型コロナウイルス感染症対策についての要望を調査する市民へのオンラインアンケートを実施する。

#### (2) 本協議会における意見

- ・ 様々な手法を視野に入れ、オンラインでのアンケート実施に向けて検討すべき。
- ・ アンケートの集約には相当の労力を要すると思うが、市民の意見を直接吸い上げることは価値がある。
- ・ 短期間で情勢が変化している中で、アンケート

を実施する間に市民ニーズも変化していくことが予想され、時機を逸する可能性がある。

- アンケートの実施、分析に知見がなく、結果を適切に活用できない可能性がある。また、要望を調査しても、予算等の事情により実現できないことも想定できるため、アンケートの有効性を見出せない。

令和 2 年（2020年） 6 月 9 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
検討結果について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

記

1 横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）の改訂について

感染症の大規模な流行の発生を想定し、別紙のとおり同計画を改訂する。

**横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）改訂 新旧対照表**

下線が今回改訂した箇所

新	旧				
<p><b>1 目的</b> 横須賀市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、横須賀市内で大規模災害が発生し、<b>又は感染症の大規模な流行が発生したときは</b>、災害対策本部条例（昭和38年横須賀市条例第33号）に基づく横須賀市災害対策本部、<b>又は感染拡大防止対策のために特に設置される全庁的対策本部</b>（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。</p> <p>※ BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。</p> <p><b>2 本BCPが対象とする災害等の定義</b> 本BCPは、以下の災害時<b>及び感染症流行時</b>を対象とする。</p> <p><b>(1) 災害時</b> 市本部配備指令3号配備が発令されたとき (職員の配備については、P.12 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">参考3</span> 配備指令の発令基準等を参照)</p> <p><b>(2) 感染症流行時</b> <b>横須賀市内で感染症法に基づく一類感染症、二類感染症及び指定感染症の流行が発生し、前記の全庁的対策本部が設置されたとき</b></p> <p><b>3 本BCPにおける用語の定義</b> <b>オンライン会議</b> <b>映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法</b> 出典「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和2年4月30日総行第117号）</p>	<p><b>1 目的</b> 横須賀市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、横須賀市内で大規模災害が発生し、災害対策本部条例（昭和38年横須賀市条例第33号）の規定に基づき、又は特に甚大な局地的事故災害、又はそのおそれがあるとき（横須賀市災害対策本部配備指令3号配備）は、横須賀市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。</p> <p>※ BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。</p> <p><b>2 本BCPが対象とする災害時の定義</b> 本BCPは、以下の市本部3号配備にかかる災害を対象とする。（職員の配備については、P.13・14 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">参考3</span> 配備指令の発令基準等を参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3号配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で震度6弱以上</li> <li>・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ</li> <li>・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	災害内容	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で震度6弱以上</li> <li>・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ</li> <li>・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ</li> </ul>
区 分	災害内容				
3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で震度6弱以上</li> <li>・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ</li> <li>・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ</li> </ul>				

新	旧
<p><b>4 議会の役割</b></p> <p>(1) 本BCPが対象とする災害<b>又は感染症の流行</b>が発生したとき、横須賀市議会は市民の安全確保、災害復旧<b>又は感染拡大防止</b>に向けた活動を行うための体制整備を行う。</p> <p>また、市本部が迅速かつ適切な災害対応<b>又は感染拡大防止対応</b>に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況又は<b>感染拡大による市民生活への影響</b>等の情報を整理し市本部に提供する。また、市本部からの情報を議員に提供する。</p> <p>(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</p> <p>(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。</p> <p><b>※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(1)(2)(3)の役割を同会議に一元化して行う。</b></p> <p><b>5 議員の役割</b></p> <p>(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。<b>また、自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。</b></p> <p>(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況又は<b>感染拡大による市民生活への影響</b>等の情報を提供する。</p>	<p><b>3 議会の役割</b></p> <p>(1) 本BCPが対象とする災害が発生したとき、横須賀市議会は、「横須賀市議会災害対策会議」(以下「災害対策会議」という。)を開催し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。</p> <p>また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策会議を通して市本部に提供する。</p> <p>また、市本部からの情報を、災害対策会議を通じて議員に提供する。</p> <p>(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</p> <p>(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。</p> <p><b>4 議員の役割</b></p> <p>(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。</p>

新	旧
<p>(3) 市本部からの情報を市民に提供する。</p> <p><b><u>※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(2)及び(3)の情報提供は、同会議を介して行う。</u></b></p> <p><b>6 市議会事務局の役割</b></p> <p>市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。</p> <p>(1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。</p> <p>(2) 市議会事務局職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 正副議長の安否を確認する。</p> <p>(4) 本庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。</p> <p>(5) 本庁舎1号館9階、10階、R1階（以下「議会層」という。）の被災状況を確認する。</p> <p>(6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。</p> <p>(7) 市本部との連絡体制を確保する</p>	<p>(3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。</p> <p><b>5 市議会事務局の役割</b></p> <p>市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。</p> <p>(1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。</p> <p>(2) 市議会事務局職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 正副議長の安否を確認する。</p> <p>(4) 本庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。</p> <p>(5) 本庁舎1号館9階、10階、R1階（以下「議会層」という。）の被災状況を確認する。</p> <p>(6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。</p> <p>(7) 市本部との連絡体制を確保する</p>

新	旧
<p>(8) 災害関係情報を収集・整理する。</p> <p>(9) 津波発生時は、避難者に議会層 10 階議場、委員会室を開放する。</p> <p>(10) 議会層の被災状況により、会議場所の確保をする。</p> <p><b><u>また、市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに感染症対応業務に当たるものとする。</u></b></p> <p><b><u>(1) 議員（家族含む）及び市議会事務局職員の健康状態（症状、検査結果）を継続的に確認する。</u></b></p> <p><b><u>(2) 災害対策会議を開催することとなった場合、開催準備をし、事務の補佐を行う。</u></b></p> <p><b><u>(3) 市本部との連絡体制を確保する。</u></b></p> <p><b><u>(4) 感染症流行動向その他の関係情報を収集・整理する。</u></b></p> <p><b><u>(5) 議員及び市議会事務局職員に感染者が出た場合、議会層の汚染状況を確認し、会議場所の確保をする。</u></b></p>	<p>(8) 災害関係情報を収集・整理する。</p> <p>(9) 津波発生時は、避難者に議会層 10 階議場、委員会室を開放する。</p> <p>(10) 議会層の被災状況により、会議場所の確保をする。</p>

新	旧
<p data-bbox="114 199 528 228">7 災害対策会議の組織及び役割</p> <p data-bbox="510 247 1088 276">(P. 10 <u>参考 1</u> 横須賀市議会災害対策会議運営要綱参照)</p> <p data-bbox="136 295 1088 375">災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。</p> <p data-bbox="136 438 1106 518"><b>災害時にあっては、</b>本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。</p> <p data-bbox="136 582 1106 710"><b>感染症流行時にあって議員の感染者（疑義者含む）が少ない段階では、委員会</b><u>はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。</u></p> <p data-bbox="136 774 1106 997"><b>多数の議員が感染するなどして上記の方法をもってしても本会議や委員会を開催することが不可能となった場合、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、オンライン会議の方法により開催する災害対策会議に一元化する。その場合、横須賀市議会災害対策会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき議長が招集する。</b></p> <p data-bbox="163 1061 510 1093">災害対策会議の所掌事務は、</p> <ol data-bbox="125 1109 1016 1428" style="list-style-type: none"> <li>(1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。</li> <li>(2) 議員の招集に関すること。</li> <li>(3) 市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。</li> <li>(4) 議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと。</li> <li>(5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。</li> <li>(6) 市本部からの依頼事項に関すること。</li> <li>(7) その他議長が必要と認める事項</li> </ol>	<p data-bbox="1135 199 1550 228">6 災害対策会議の組織及び役割</p> <p data-bbox="1523 247 2112 276">(P. 10 <u>参考 1</u> 横須賀市議会災害対策会議運営要綱参照)</p> <p data-bbox="1158 295 2112 375">災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。</p> <p data-bbox="1158 438 2112 518">本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。</p> <p data-bbox="1184 1061 1532 1093">災害対策会議の所掌事務は、</p> <ol data-bbox="1146 1109 2038 1428" style="list-style-type: none"> <li>(1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。</li> <li>(2) 議員の招集に関すること。</li> <li>(3) 市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。</li> <li>(4) 議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと。</li> <li>(5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。</li> <li>(6) 市本部からの依頼事項に関すること。</li> <li>(7) その他議長が必要と認める事項</li> </ol>

新	旧
<p>8 災害時における議会及び議員の行動</p> <p>(改訂前後で変更ないため省略)</p> <p><b>9 感染症流行時における議会及び議員の行動</b></p> <p><b>(1) 流行初期</b></p> <p><u>(オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとれば、本会議や委員会を開催することができる)</u></p> <p><b>ア 議会</b></p> <p>① <u>感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。</u>  <u>委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。</u>  <u>また、議会内での集団感染を未然に防ぐ観点から、感染症法上の就業制限を待たず、感染が疑われる者に対する登庁自粛及び自粛解除の基準を国が示す指針等を参考としながら策定し、運用を徹底する。</u></p> <p>② <u>市本部の活動が迅速に実施されるよう、議員から提供された感染拡大による市民生活への影響等の情報を整理し市本部に提供する。</u>  <u>また、市本部からの情報を議員に提供する。</u></p> <p>③ <u>市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</u></p> <p>④ <u>感染症拡大防止や経済対策等に必要予算を速やかに審議する。</u></p> <p><b>イ 議員</b></p> <p>① <u>本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会事務局へ連絡する。</u></p> <p>② <u>議員本人の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。</u></p> <p>③ <u>市本部からの情報を市民に提供する。</u></p>	<p>7 災害時における議会及び議員の行動</p> <p>(改訂前後で変更ないため省略)</p>

新	旧
<p>(2) <u>感染拡大期</u>  <u>(オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとってもなお、本会議や委員会を開催することができない程度に市内での感染が拡大し、大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき)</u></p> <p><u>ア 議会</u>  <u>議長が災害対策会議を招集し、本会議や委員会を平常通りに開催できるようになるまでの間、上記(1)アの①②③の機能を一元化して行う。</u>  <u>※ オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催できる目途が立った段階で、災害対策会議が本会議や委員会を招集し、災害対策会議は解散する。</u></p> <p><u>イ 議員</u></p> <p><u>① 本人及び家族の健康状態(症状、検査結果)を継続的に把握し、市議会事務局へ連絡する。</u></p> <p><u>② 災害対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。</u></p> <p>10 災害発生時等における連絡体制</p> <p>(1) 安否確認等</p> <p>ア 本BCPが対象とする災害<u>又は感染症流行</u>が発生したときは、</p> <p>① 災害発生時</p> <p>議員は、<u>LINE WORKSのトーク等(以下「LINE WORKS」という。)</u>に<u>より</u>自身の安否、居所及び連絡先を送信する。</p>	<p>8 災害発生時における連絡体制</p> <p>(1) 安否確認等</p> <p>ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、</p> <p>議員は、bcp@yokosuka-city-council.jpに自身の安否、居所及び連絡先を送信する。</p>

新	旧
<p>なお、<b>携帯電話</b>の使用が制限され、もしくは使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用し、 市議会事務局総務課 電話046-822-8460 FAX046-824-2663 に連絡するものとする。</p> <p><b>② 感染症流行時</b> <b>本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会事務局（046-822-8460）へ連絡する。</b></p> <p>イ 災害対策会議からの情報提供（災害発生時・感染症流行時 共通） 災害対策会議からの情報提供については、24時間体制とし、全議員配付資料として <b>LINE WORKS</b> により提供する。</p> <p>※<b>携帯電話だけでなく固定電話・FAXも使えないときは</b>、災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法は次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法  (改訂前後で変更ないため省略)</p>	<p>なお、メール等の使用が制限され、もしくは、携帯電話が使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用し、 市議会事務局総務課 電話046-822-8460 FAX046-824-2663 に連絡するものとする。</p> <p>イ 災害対策会議からの情報提供 災害対策会議からの情報提供については、24時間体制とし、全議員配付資料として登録の携帯電話等でメール等により提供する。 なお、添付ファイルの有無やデータ量が多くメールで送れない場合は、市議会グループウェアを併用するものとする。</p> <p>ウ 登録メールアドレスの変更等について 議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、事務局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>※電話やメールの通信機能が使えないときは、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法は次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法  (改訂前後で変更ないため省略)</p>

新	旧
<p>11 災害時における本BCPに基づく対応（フロー） （改訂前後で変更ないため省略）</p>	<p>9 災害時における本BCPに基づく対応（フロー） （改訂前後で変更ないため省略）</p>
<p><b>12 感染症流行時における本BCPに基づく対応（フロー）</b></p> <p>・市内で一類、二類、指定感染症の流行が発生 ・本会議、委員会の開催（オンライン含む）が不能</p> <p>※本会議や委員会が機能しているかぎり、そこでの取組を優先</p> <p><b>横須賀市議会災害対策会議</b>（以下「災害対策会議」）</p> <p>◆災害対策会議の組織 議長、副議長、議会運営委員会委員長、各党派代表者</p> <p>◆災害対策会議の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員（家族含む）の健康状態の確認</li> <li>・市本部から情報収集、議員への情報提供</li> <li>・議員から情報収集、市本部への情報提供</li> <li>・市本部からの依頼事項の検討</li> <li>・国、県その他の関係機関へ要望等</li> </ul> <p>◆議員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員（家族含む）の健康状態を確認し、市議会事務局へ連絡</li> <li>・自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査</li> <li>・感染拡大による市民生活への影響等の情報を市本部へ提供</li> <li>・市本部からの情報を市民に提供</li> </ul> <p>◆市議会事務局の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員（家族含む）の健康状態の確認</li> <li>・横須賀市議会災害対策会議設置の準備</li> </ul> <p>感染拡大防止のために特に設置される全庁的対策本部（以下「市本部」）</p> <p>情報の共有 相互連携</p>	

新

参考 1

○横須賀市議会災害対策会議運営要綱

(改訂前後で変更ないため省略)

参考 2

○横須賀市議会災害時BCP用備蓄品リスト

	No.	品名	数量	保管場所
食料	1	飲料水	75 リットル (目安 3 日程度)	10 階倉庫 ミーティングスペース
	2	非常食	一式	
各種 機材	3	小型ランタン	4 個	10 階倉庫
	4	懐中電灯	2 個	
	5	手回しラジオ	1 個	
	6	充電池	1 組	
	7	やかん	2 個	
	8	LED 照明 (乾電池式)	8 個	
	9	ラジオライトバッテリー (乾電池式)	1 個	
	10	アルカリ乾電池	40 本	
	11	簡易トイレ	210 回分	
	12	災害時用ウェット ティッシュ	200 個	

旧

参考 1

○横須賀市議会災害対策会議運営要綱

(改訂前後で変更ないため省略)

参考 2

○横須賀市災害対策本部に市議会事務局として報告している非常用備品の保管  
状況

	No.	品名	数量	保管場所
食料	1	飲料水	63 本 (1 リットルのペットボトル)	10 階倉庫
		職員 17 名分+予備分 (目安 3 日程度)	24 本 (0.5 リットルのペットボトル)	
	2	非常食 (カンパン、クラッカー等)	一式	
各種 機材	3	小型ランタン	4 個	10 階倉庫
	4	懐中電灯	2 個	
	5	手回しラジオ	1 個	
	6	充電池	1 組	
	7	やかん	2 個	

新				旧
各種 機 材	No.	品名	数量	保管場所
	13	救急セット	10人分	ミーティングスペース
	14	ゴミ袋	透明 60枚、半透明 60枚	
	<b>15</b>	<b>感染症予防用消耗品</b> <b>(ゴム手袋、マスク、消毒用</b> <b>アルコール等)</b>	<b>一式</b>	
	16	アルミブランケット	60個	
	17	使い捨てカイロ	30個	
18	折りたたみ アウトドアベッド	2個		

新	旧
<p data-bbox="94 197 183 229"><b>参考 3</b></p> <p data-bbox="94 245 407 277">○配備指令の発令基準等</p> <p data-bbox="407 341 792 373">(改訂前後で変更ないため省略)</p>	<p data-bbox="1128 197 1218 229"><b>参考 3</b></p> <p data-bbox="1128 245 1442 277">○配備指令の発令基準等</p> <p data-bbox="1442 341 1827 373">(改訂前後で変更ないため省略)</p>

令和 2 年（2020年） 6 月 23 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
検討結果について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

記

**1 本会議及び委員会等の傍聴自粛要請の解除について**

本会議及び委員会等の傍聴については、定員を原則 3 分の 1 に減らし、ソーシャルディスタンスを十分に取った上で、7 月 1 日以降に開催される会議から再開する。

令和2年（2020年）8月19日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大野 忠之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会検討結  
果について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

#### 記

- 1 令和2年9月定例議会の本会議及び委員会の運営について
  - (1) 一般質問は通常どおり実施する。
  - (2) 本会議における理事者の出席は、市長、副市長及び関係部局長等とする。
  - (3) 委員会の審査方法については、部局別審査とし、関係理事者のみの出席とする。また、委員会所管事項に対する質問については、通告制とし、全ての部局別審査が終了した後に実施する。

## 2 本会議及び委員会における質疑等について

本協議会で協議し結論を得た事項及び一定の方向性が出た事項は質疑等を遠慮するものとする。

## 3 本会議場における飛沫感染防止策について

議場における飛沫感染防止策として、演壇、市長席及び一問一答席にアクリル板を設置する。

令和 2 年（2020 年） 9 月 8 日

横須賀市議会議長  
板 橋 衛 様

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
委員長 大 野 忠 之

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会検討結  
果について

本協議会は、新型コロナウイルス感染症についての市議会の対応に係る事項の検討を行い、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

記

#### 1 新型コロナウイルス感染又は感染の疑いがある場合の会議欠席等解除の判断基準について

P C R 検査体制の整備が進み、検査の受検しやすさが大幅に改善してきていることから、欠席等解除の判断については P C R 検査の結果や医師の診断といった客観的な基準により判断する。